

万国郵便連合の関連文書

万国郵便連合(UPU)とは

- 国際郵便のルール作りを行う国連専門機関
(1874年設立、本部:スイス・ベルン)
- 192か国・地域が加盟(2013年3月現在。我が国は1877年加盟)
- 大会議(連合の最高意思決定機関)を4年ごとに開催

改正の背景

- 予算の効率的執行に対する意識の高まり
- 各国ごとの配達コストを考慮した補償方式への移行
- 個人情報保護に対する意識の高まり

第25回万国郵便大会議(2012年9~10月於:ドーハ)において改正文書を採用

主な改正点

<一般規則>

- ・管理理事会の権限追加
(予算の効率的な執行のため)

<条約>

- ・到着料の引上げ(配達コストの実態反映)
→日本:到着料収支改善見込み
(約6億円/2014年)

- ・個人情報保護関連規定の整備

<約定>

- ・個人情報保護関連規定の整備

・万国郵便連合一般規則
連合の機関の運営・財政等に関する細目

・万国郵便条約
国際郵便業務に関する共通規則

・郵便送金業務に関する約定
国際郵便送金業務に関する共通規則

・国際郵便業務・国際郵便送金業務を実施するための法的根拠

・我が国では国際郵便業務・国際郵便送金業務はUPUの関連文書に準拠

-「条約に別段の定めのある場合には、その規定による」
(郵便法第11条、郵便為替法第6条、郵便振替法第6条)

年内締結の必要性

- 改正は2014年1月1日に発効(現行文書は失効)
- 年内に締結をしない場合:国民が国際郵便サービス・国際郵便送金サービスを利用する法的根拠が喪失
⇒年内の締結が必要